

# 令和3年第8回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年8月25日（水）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

## 令和3年第8回東串良町農業委員会会議録

令和3年8月25日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年8月25日 午前10時00分				議長	豎山 秋敏
	閉会	令和3年8月25日 午前10時55分				議長	豎山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	豎山 秋敏		8		
出席○ 欠席×							
	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
出席数8名	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員		3番	吉ヶ崎 弘一	6番	木佐貫 一孝		
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 下橋 史弥		
会議 に 付 し た 事 項	<p>日程第1 議案第37号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第38号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の取り消しについて</p> <p>日程第3 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第40号 非農地証明願による申請について</p> <p>日程第5 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第6 議案第42号 農地あっせん委員の選任について</p>						

開会 午前10時00分

議 長（堅 山）

皆さんおはようございます。  
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和3年第8回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、3番吉ヶ崎委員と、6番木佐貫委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が7件ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

議 長（堅 山）

それでは日程第1議案第37号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が6件、賃借権が5件、使用貸借権が6件であります。

それでは順次、それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局（下 橋）

それでは、説明いたします。2ページをお開き下さい。

所有権の54番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に55番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に56番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 57 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は長崎県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 58 番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 59 番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 3 ページをお開きください。

貸借権の 127 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 128 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は宮崎県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 129 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 130 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 131 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 ページをお開きください。

使用貸借権の 132 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 133 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 134 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 135 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は

議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 136 番、借人は大崎町の有限会社〇〇、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 137 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

続きまして、5 ページ、6 ページをお開きください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が 7 件 11 筆、面積 16,677 m<sup>2</sup>、使用貸借権が 1 件 1 筆、面積 938 m<sup>2</sup>となっております。総面積は 17,615 m<sup>2</sup>であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 37 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました

議 長（ 堅 山）

次に、日程第 2 議案第 38 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の取り消しについて議題といたします。今回は所有権 1 件の取消でございます。

議 長（ 堅 山）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（下 橋）

それでは、説明いたします。8ページをお開き下さい。  
令和3年第7回の総会で申請があった譲受人〇〇さん、譲渡人〇〇さんの分であります。この農地は登記名義人が〇〇さんであり未相続農地であることが確認されたため、農地利用集積計画の取り消しを行うものです。審議の方よろしくお願い致します。

議長（堅 山）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅 山）

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅 山）

異議なしと認めます。  
よって、日程第2議案第38号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の取り消しについては、原案どおり承認することに決しました

議長（堅 山）

次に、日程第3議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転2件、使用貸借権2件であります。それでは順次、それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（下 橋）

それでは、説明いたします。資料の10ページをお開き下さい。

所有権の24番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に25番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

申請にかかる地図の方は添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

続きまして11ページの使用貸借権26番と27番に関しましては、借人が町外在住のため現地調査が行われております。その報告を福岡委員よろしくお願いいたします。

（福岡委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和3年8月20日金曜日に3条申請に係る現地調査を私と内村初子委員と事務局、計4名で行い、関係者として〇〇さんが出席されました。

申請内容としましては、借人、鹿屋市の〇〇さんと、貸人、肝付町の〇〇さん、〇〇さんとの使用貸借権設定となります。

作付け予定作物は牧草であり、農機具に関しましては義兄〇〇さんより借りる予定になっております。義兄はトラクターを4台所有、2台をリース契約しており、〇〇さんが耕作するためには十分と思われま

す。農作業歴は0年ではありますが〇〇さん自身は、日頃からの耕作の手伝いなどで農作業経験が豊富でかつ、農作業歴27年の義兄のサポートを受けるため問題無いと思われま

す。経営面積も、農地取得後は5271㎡で通作時間は自動車ですら10分ほどになり、年間農作業日数は150日とどれも問題無いと思われま

す。また、将来〇〇さんは義父〇〇さんの使っている牛舎を譲り受け牛の頭数を少しずつ増やしながら、耕作するというような、営農プランを持っておりすべての農地が効率的に利用されることに問題はないかと思われま

す。これらのことから、農地法3条の許可は問題ないかと思われま

以上で報告を終わらせていただきますので、審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第3議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に日程第4議案第40号非農地証明願いによる申請について議題といたします。今回は申請が1件ございます。

資料の15ページの〇〇さんの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員よろしくお願いいたします。

（谷口委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和3年8月20日金曜日に非農地証明願に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と松留立美推進委員、事務局から駿河崎さん、下橋さん申請人の代理として〇〇さんが出席されました。

申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に該当します。

本来であれば、転用申請が必要ですが、現況宅地となってから、20年以上経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われます。

以上の理由により、申請地は非農地として証明しても仕方ない農地であると思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。審議の方をよろしく申し上げます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第4議案第40号非農地証明願による申請についての審議を終えたいと思います。

議長(堅山)

次に、日程第5議案第41号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は6件の申請がございます。

最初に、18ページの鹿児島きもつき農業協同組合〇〇さんからの転用申請につきましては、令和3年4月26日に開催された令和3年第4回定例会において農用区域内の農用地変更の審議が行われ承認されているところであります。

今回農地転用の申請となっておりますが、農用地変更申請と同じ計画内容となっておりますので説明は省略致します。

次に、23ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を内村委員によりしくお願いいたします。

(内村委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和3年8月20日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と町永推進委員、事務局から駿河崎さん、下橋さん、関係者として農地の譲受人である〇〇さんの代理人として父の〇〇さんと夫の〇〇さんが出席されました

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地の広がり状況から1種農地に該当するものと思われま

1 種農地は転用が原則的に許可されませんが、今回のにおいては申請地の周囲に 3 戸以上の住宅が連たんしており、不許可の例外である集落接続施設として転用が可能であると思われます。

また工事の際は周囲の農地等に支障をおこさないように被害防除計画書に沿ってきちんと対処するとのことであり特に問題はないものと思われます

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長（ 堅 山）

次に、26 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を〇〇によりしくお願いいたします。

（町永委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 3 年 8 月 20 日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と内村推進委員、事務局から駿河崎さん、下橋さん関係者として譲受人である有限会社〇〇さんが出席されました。転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は、農地区分としましては、第 1 種農地に該当すると思われます。第 1 種農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、今回の申請は老人ホームのために利用される駐車場であり、また転用される農地の面積も、老人ホームの面積の 2 分の 1 以下であるために既存の施設

の拡張として申請が可能であると思われます。

また工事の際は周囲の農地等に支障をおこさないように被害防除計画書に沿ってきちんと対応をとり苦情等があった場合申請人が誠意をもって対応するとのことであり特に問題はないものと思われます

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願います。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、30 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員によりしく願います。

（松留立美委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和3年8月20日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と杉木推進委員、事務局から駿河崎さん、下橋さん関係者として農地の借人である有限会社〇〇さんが出席されました

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は、農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。農用地区域内農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請が可能であると思われます。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないように万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処する

とのことであり特に問題はないものと思われ  
以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願  
いします。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長（ 堅 山）

次に、37 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査  
を行っておりますので、その報告を杉木秀幸委員によろしくお願  
いいたします。

（杉木秀幸委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和3年8月20日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。  
出席したのは委員として、自分と松留立美推進委員、事務局から駿河崎  
さん、下橋さん関係者として農地の借人である〇〇さんの代理人として〇  
〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりで  
す。申請地は農地の広がり状況から1種農地に該当するものと思われ  
ます。第1種農地につきましては原則として農地転用は許可されませんが、申請  
人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請が可能であると思  
われます。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないよう  
万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処する  
とのことであり特に問題はないものと思われ

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願  
いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、43 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を吉ヶ崎委員によろしくお願いいたします。

（吉ヶ崎委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和3年8月20日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と杉木推進委員、事務局から駿河崎さん、下橋さん関係者として農地の借人である〇〇さんが出席されました

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は、農地区分としては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請は可能だと思われま

す。採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないよう万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処することであり特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

鶴丸委員

家の隣だが大丈夫か。

事 務 局（駿河崎）

住宅地の近くという事ですが、現地を確認したところ山林化してまして隣からも畑なんですけど、木が庭の方に来るという事で苦情もきておりました。その分は〇〇さんにも伝えておりました、そういう事であれば、今回砂取りをしまして、畑に戻したいという事で今回申請したという事です。

議 長（堅 山）

他に何かありませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第 5 議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議 長（堅 山）

次に、日程第 6 議案第 42 号農地あっせん委員の選任について議題いたします。

今回は、所有権の申し出が 1 件、貸借権の申し出が 1 件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議 長（堅 山）

事務局一任という声があったので、議題に沿ってあっせん委員

を選任していきたいと思ひます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料49ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおり、計3筆 4,691㎡となります。

申請地とその周辺につきましては50ページ、51ページの図面にあるとおりです。以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に吉ヶ崎委員と杉木委員を指名いたします。委員長は吉ヶ崎委員をお願いしたいと思います。それでは、事務局は引き続き説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、資料54ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおり、計1筆 571㎡となります。

申請地とその周辺につきましては54ページ右側の図面にあるとおりです。以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に、吉ヶ崎委員と杉木委員を指名いたします。委員長は杉木委員をお願いしたいと思います。以上であっせん委員の選任を終えたいと思ひます。

よって、日程第6議案第42号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思ひます。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※9月現地調査：17日（金）

定例総会：27日（月）

申請締切：13日（月）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和3年第8回定例総会を閉会いたします。